



# **BOJ** *Reports & Research Papers*

2011年6月

## 東日本大震災における わが国経済システム・金融機関の対応

—— 金融・決済機能の維持に向けて ——

日本銀行決済機構局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行決済機構局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

## 目 次

---

1. 東日本大震災の発生 .....	1
(1) 震災による被害の状況	1
(2) わが国金融機関・決済システムへの影響	1
2. 日本銀行の震災対応 .....	2
(1) 災害対策本部の設置	2
(2) 金融機関に対する現金供給と損傷現金の引換え	2
① 金融機関に対する現金供給	2
② 損傷現金の引換え	3
(3) 日銀ネットの安定的な運行確保	4
(4) 「金融上の特別措置」の要請	5
(5) 国庫・国債代理店事務の円滑な遂行に向けた措置	5
(6) 正確かつ迅速な对外情報発信	6
3. 民間決済システム・金融機関の震災対応 .....	9
(1) 被災地金融機関・決済システムの対応	9
① 預金者への対応	9
② 金融機関間の連携・協力	10
③ 手形交換所の動向	11
(2) 被災地を含む全国的な決済システム・金融機関の対応	13
① 決済システムの動向	13
② 一部行のシステム障害発生と全銀システムの決済時間延長	15
③ 市場レベルBCPの対応	17
④ 金融市場取引の急増への対処	17
⑤ 被災地における停電、東京電力管下における計画停電等への 対応	19
4. まとめ .....	20
(1) 全体評価	20
(2) 今後の課題	21

## はじめに

2011年3月11日（金）、三陸沖を震源とする巨大な地震が発生した。地震の規模は、わが国の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した。地震と津波による被害は、広範かつ甚大なものとなった。多くの方が犠牲になられた。建物、設備の損壊、流失も多数にのぼった。原子力発電所の事故発生等から、広範な地域で電力供給面の制約も強まった。

東日本大震災は、わが国経済システムや金融機関にも大きな直接的な被害と間接的な影響をもたらした。それにもかかわらず、日本銀行を含め、わが国経済システム、金融機関は、震災発生後も全体として安定的に業務を継続し、金融インフラとしての正常な機能を維持してきた。これには、とくに被災地に所在する金融機関が店舗の復旧と業務の再開に尽力し、預金者や企業のニーズに懸命に答えてきたことが大きい。また、わが国経済システムと金融機関が日頃から業務継続体制の整備に地道に取り組んできたことも寄与している。

金融は、電力、水道、ガス、通信、鉄道、道路などと並ぶライフラインの一つであり、国民生活や経済活動を支える重要なインフラである。仮に経済システムや金融機関が十分な機能を提供できなくなるような場合には、預金の受払いや資金の決済に支障が生じ、国民の不安を増幅しかねない。経済システム、金融機関、あるいは金融・資本市場は、国民経済を支える金融インフラとして、緊急事態にあっても極力通常どおりの金融・決済機能が維持されるよう、日頃から業務継続体制の強化に尽力していくことが重要である。

本稿は、今回の震災において、日本銀行を含め、わが国経済システムや金融機関がどのような初期対応をとり、どのように金融・決済機能を維持したかを解説するものである。本稿は、主として決済にかかる金融機能維持の面に焦点を当て、経済システムや金融機関の対応を記録することに主眼を置く。あわせて、業務継続体制に関する今後の課題についても言及する。

今回の震災では、日本銀行も、現金の円滑な供給から経済システム（日銀ネット）の安定的な運行に至るまで、様々な面で中央銀行としての機能の維持に万全を尽くしてきた。日本銀行としては、今後とも業務継続体制の一層の整備に注力していく方針である。また、日常のモニタリングやオーバーサイト、考査などの場を通じて、民間経済システムや金融機関の体制整備を促すとともに、その主体的な取組みを積極的に支援していく考えである。

## 1. 東日本大震災の発生

### (1) 震災による被害の状況

2011年3月11日（金）午後2時46分頃、三陸沖を震源とする巨大な地震が発生した。地震の規模は、わが国の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した。また、北海道から千葉県にかけての太平洋沿岸が巨大な津波に襲われ、地震と津波による被害は広範かつ甚大なものとなった。多くの方が犠牲になられ、6月21日（火）現在死者15,471人、同行方不明者7,472人に達している。建物、設備の損壊、流失も多数にのぼった。

こうした地震・津波の影響により、被災地では、電力、水道、ガス、通信、鉄道、道路などの社会インフラが広範に機能不全となった。首都圏でも、地震発生当日、長時間にわたり鉄道の運行停止が続いた。

さらに、福島第一原子力発電所の事故発生により、政府は、3月15日（火）までに、同発電所半径20km圏内の居住者に対して「避難」の指示、同20km以上30km圏内の居住者に対して「屋内退避」の指示を出した<sup>(注1)</sup>。こうした原子力発電所の事故に加えて、その他の発電所も一部損傷したことから、東京電力および東北電力管内では電力供給面で大きな制約が生じた。

### (2) わが国金融機関・決済システムへの影響

被災地に所在する金融機関は、地震や津波の影響を大きく受けた。職員が罹災したほか、店舗の損壊・流失も多数みられた。この結果、これら金融機関では、一時多くの営業店舗を閉鎖せざるをえなかった（後述）。また、各地の手形交換所も、施設の損壊や参加金融機関店舗の被災から、休業を余儀なくされる先が目立った。被災地の金融機関は、こうした困難な状況にあつて、店舗の復旧努力や金融機関同士の協力のもと、預金者や企業に対する金融サービスの提供維持に尽力を続けた。

首都圏の都心部でも、最大震度5強を記録し、一部金融機関の施設・設備等

---

<sup>(注1)</sup> その後4月下旬には、半径20km圏内は「避難」の指示に加えて、「警戒区域」（立入りが原則として禁止される区域）が設定された。また、同20km以上30km圏内は「屋内退避」の指示が解除され、新たに「計画的避難区域」（概ね1か月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行う区域。一部に半径30km圏外を含む。）や、「緊急時避難準備区域」（常に緊急時に避難のための立退きまたは屋内への退避が可能な準備を行う区域。一部に半径30km圏外を含む。）が設定された。

に影響が出た。また、地震発生当日は、鉄道の運行停止から帰宅困難となる職員が多数にのぼった。このほか、東京電力管内においては、電力供給面の制約から3月14日（月）から4月上旬にかけて計画停電が実施され、金融機関の一部もその対象となった。

## **2. 日本銀行の震災対応**

### **(1) 災害対策本部の設置**

日本銀行は、3月11日（金）、地震発生約15分後となる午後3時、総裁を本部長とする災害対策本部を設置した。災害対策本部は、職員や施設の被害状況の把握や、日本銀行および民間金融機関、決済システムの業務遂行状況に関する情報を収集するとともに、必要な対応を決定する役割を担っている。また、政府や外国中央銀行等との連絡調整の任に当たっている。

### **(2) 金融機関に対する現金供給と損傷現金の引換え**

#### **① 金融機関に対する現金供給**

日本銀行は、取引先金融機関を通じて、わが国の国民生活と経済活動が必要とする現金（日本銀行券および貨幣）を供給している。大きな災害が生じると、当座の生活資金の手当てや先行きに対する不安から、預金者による預金の引出しが増加する傾向がある。金融機関は、こうした預金引出しの動きに備えて、日本銀行本支店から多めの現金を入手し、手許現金を確保することになる。

今回の震災では、被災が広範かつ大規模であったため、日本銀行に対する金融機関からの現金手当ても多額にのぼった。日本銀行は、金融機関と連携しつつ、これに対応した。すなわち、被災直後の12日（土）、13日（日）には、青森、仙台、福島各支店や盛岡事務所（盛岡市保管店）<sup>(注2)</sup>において、金融機関への現金供給を継続した。また、週明け14日（月）以降も、被災地金融機関による現金手当ては増加を続けた。東北地方に所在する日本銀行支店・事務所での現金支払いは、被災後1週間で累計約3,100億円となり、前年同期の約3倍の規模に達した。

---

<sup>(注2)</sup> 日本銀行は、近隣に日本銀行の本支店がない地域の利便を図るため、一部の金融機関の店舗（保管店）に銀行券を寄託し受払いを行っている。この寄託銀行券の受払いには、日本銀行本支店または国内事務所の職員が立ち会っている。

また、東京に所在する日本銀行本店でも、12日（土）には、臨時に窓口を開け、硬貨を中心に現金を金融機関に供給した。首都圏では、地震発生当日の11日（金）夜から12日（土）朝にかけて、帰宅困難となった方々を中心に、コンビニエンスストアや商店で飲食物や日用品が大量に購入された結果、一部に硬貨の不足が懸念されたことに対応したものである。

## ② 損傷現金の引換え

日本銀行は、国民が現金を便利に、かつ安心して利用できるよう、水に濡れて汚れたお札や火災で損傷した現金など（損傷現金）を、法令に定める基準に基づき新しい現金に引き換える業務を行っている。あわせて、後述の「金融上の特別措置」に基づき、金融機関に対し、預金者等からの汚れた紙幣の引換え要望に応じるよう要請している。

今回の震災ではとくに津波の被害が大きかったため、水に浸かった現金の引換え依頼が目立っている。また、火災で損傷した現金の引換え依頼も生じている。こうした損傷現金の引換え依頼は、被災者が遠隔地に避難したこと等を背景に、東北地方だけでなく全国の日本銀行本支店で発生している。

日本銀行は、こうした損傷現金の引換え依頼に全力で取り組んでいる。すなわち、本支店のみで行っている損傷現金の引換え事務を、支店のない岩手県においても実施できるよう、金融機関の協力を得て、盛岡市内に臨時引換え窓口を設置した。また、被災地に所在する支店の損傷現金引換え事務を円滑に進めるため、本支店から応援要員を派遣して引換え事務に当たっている。

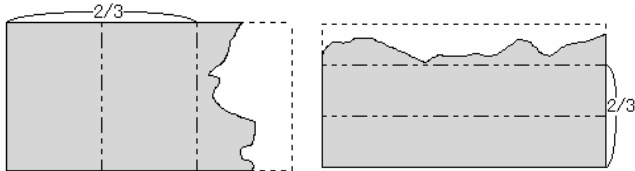
東北地方に所在する日本銀行支店および盛岡市内の臨時窓口での損傷現金引換え実績は、震災発生後6月21日（火）までの間に24.2億円に達した。この金額は、阪神・淡路大震災後6か月間における日本銀行神戸支店の引換え実績（約8億円）をすでに大きく上回るものとなっている。

### 【BOX1】 損傷銀行券の引換え基準

日本銀行は、銀行券が破れたり、燃えたりした場合には、表・裏両面があることを条件に、下記の面積基準で引換えを行っている。

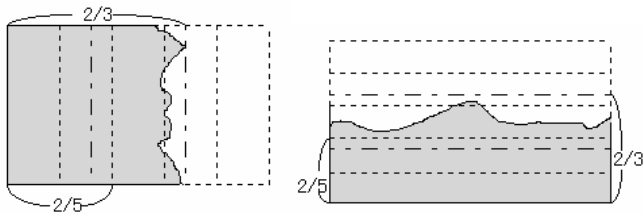
▼面積が3分の2以上の場合には**全額**として引換え。

1万円券の場合は1万円として、5千円券の場合は5千円として引換え。

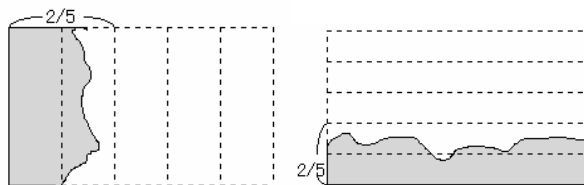


▼面積が5分の2以上、3分の2未満の場合には**半額**として引換え。

1万円券の場合、5千円として引換え。



▼面積が5分の2未満の場合には銀行券としての価値は無く失効(**引換え不可**)。



### (3) 日銀ネットの安定的な運行確保

日本銀行は、日本銀行券を発行するとともに、取引先金融機関に対して当座預金を通じた決済サービスを提供している。こうした当座預金を通じた決済サービスは、日本銀行が運営するコンピュータ・ネットワークシステム（日本銀行金融ネットワークシステム：日銀ネット）上で処理されている。具体的には、日本銀行のシステムセンターと、利用先金融機関に設置する日銀ネット端末または金融機関のシステムセンターを通信回線で接続し、オンライン処理している。

また、日銀ネットは、当座預金決済だけでなく、国債決済その他国債に関する様々な業務（国債の入札・発行・払込みに関する業務や金融調節上のオペレーションに関わる事務）にも用いられている。日銀ネットでの1営業日当たり当座預金決済額は約104兆円、同国債振替決済・移転登録決済額は約76兆円（2010年中）に達している。

日銀ネットは、わが国決済システムの大もとをなすものであり、万一その運行に支障が生じると、金融機関間の資金決済や国債決済の履行不能を通じて、国民生活と経済活動に多大な悪影響を及ぼすことになる。このため、日本銀行は、日銀ネットにかかる業務継続に関して万全の体制を構築すべく、これまで努力を重ねてきた。今回の地震では、システムセンター所在地でも震度5弱を記録したが、日銀ネットの運行に支障はなく安定的な稼働が維持された。

#### **(4) 「金融上の特別措置」の要請**

3月11日（金）、内閣府特命担当大臣（金融）と日本銀行総裁の連名で、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」（金融上の特別措置）を発出した。

同措置は、銀行、信用金庫等の金融機関や証券会社等に対し、被災者に対する便宜が図られるよう、金融上の措置を適切に講ずるよう要請するものである。具体的には、①預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることを確認して払戻しに 응ずること、②届出の印鑑のない場合には拇印にて応ずること、③災害時における手形の不渡処分について配慮すること、④汚れた紙幣の引換えに 응ずること、⑤有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をするなど、などを金融機関等に要請している<sup>(注3)</sup>。

金融機関も、「金融上の特別措置」の要請を受け、後述のとおり、利用者の便宜が図られるよう、これまで様々な対応を講じてきている。

#### **(5) 国庫・国債代理店事務の円滑な遂行に向けた措置**

日本銀行は、年金の支払い、国税の受入れなどの国庫金関係事務や、国債の発行・元利払いなどの国債関係事務を、日本銀行本支店および、日本銀行が民

---

<sup>(注3)</sup> 3月13日（日）には、長野県北部地震の発生を受けて、関東財務局長野財務事務所長と日本銀行松本支店長が、同新潟財務事務所長と同新潟支店長が、それぞれ連名で「金融上の特別措置」を発出した。



間金融機関の店舗に事務を委嘱する一般代理店<sup>(注4)</sup>等を通じて行っている。

今回の震災では、東北地方に所在する一般代理店等の多くが被災し、これらを通じた国庫・国債関係事務の遂行が一時困難となった。一般代理店をみると、日本銀行仙台支店、福島支店管下 40 先中、沿岸部を中心にピーク時 16 先で事務の継続が困難となった。日本銀行の本支店は、震災発生の翌週が国庫金支払事務の月中ピークに当たることを踏まえ、事務継続の困難な一般代理店における対官庁関係事務を引き受けるなど、業務を継続する措置を講じた。

その後、民間金融機関の施設の復旧に伴い、事務を継続できない一般代理店の数は、6月21日(火)時点で3先まで減少している。

## **(6) 正確かつ迅速な対外情報発信**

今回の震災では、わが国金融インフラの状況に関し、一時、様々な噂が一部に広がり、海外投資家などを動揺させかねない状況にあった。日本銀行の業務体制に関しても、「システムセンターを大阪に移した」とか、「本部機能の一部を大阪に移管する準備に入った」といった、全く根拠のない噂が一部に聞かれた。東京金融市場に関しても、「証券取引所が閉鎖される」といった、誤った噂が流れた。こうした事実と反する噂は、金融・資本市場を動揺させ、震災によって生じた市場の不安を増幅させかねない。それだけに、これを明確に否定するとともに、正確な情報を国内外に発信することがきわめて重要となった。

日本銀行は、震災発生直後から、金融庁とも連携するなどして、決済システム、金融機関の被災・対応状況に関する情報収集を進めるとともに、日本銀行の業務継続状況や、わが国決済システムや金融機関の対応状況につき、国内外に正確かつ迅速に発信することに努めた。具体的には、日本銀行の業務継続や資金・証券決済の状況について、迅速に広報を行ったほか、日本銀行ホームページを活用して、震災後の一定期間、逐次情報を更新した。また、日常の対外ネットワークはもとより、国際会議や内外の講演などあらゆる機会を通じて、わが国金融インフラの状況や国内経済の動向に関する情報発信に努めた。

今回の経験では、金融インフラの正常な稼働の可否が、内外の金融市場にと

---

(注4) 日本銀行と金融機関との間の契約に基づき、国の出納機関である日本銀行の代理店として、取引官庁による国庫金の受払いや国債の元利払いなどの国庫・国債事務を取り扱う金融機関の店舗をいう。代理店には、このほか、国税や社会保険料などの歳入金の受入れ事務のみを行う歳入代理店などがある。

っていかに大きな関心事であるかが改めて浮き彫りとなった。金融インフラの安定的な稼働の継続は国民生活や経済活動を支える前提条件であり、その強化に努めるとともに、正確な情報の対外発信に配慮していくことがきわめて重要である。

## 【BOX2】日本銀行による金融政策面等の取組み

日本銀行は、東日本大震災を受けて、本文中に記載した中央銀行としての金融・決済サービス提供に関する業務に加えて、金融政策面等から様々な対応を講じてきた。以下では、これらの対応を簡単に説明する。

### (1) 金融市場の安定確保

日本銀行は、震災発生直後から、金融市場に対し大量の資金供給を行った。震災の発生といった巨大なリスクが顕在化し、先行きの不安感が高まると、市場参加者は、万一に備えて多額の資金を手許に確保しようとする。このような流動性に対する予備的な需要の高まりを放置すれば、金融市場が不安定化し、ひいては経済活動に悪影響が及ぶ。そうした事態を未然に防ぐために、日本銀行は、震災発生の直後からきわめて潤沢な資金供給を行い、資金調達面での安心感を維持することを通じて、金融市場の安定確保に努めたものである。

震災後最初の営業日である3月14日（月）には、21.8兆円の資金供給オペレーションを実施した。これは、リーマン・ショック後の最大額の約3倍に相当し、1日当たりのオフター額として過去最大となるものであった。また、その後も連日大量の資金供給を続け、3月24日（木）の日本銀行当座預金残高は42.6兆円と、これも過去最高となった。

また、3月18日（金）、G7の財務大臣・中央銀行総裁の電話会議が開催され、震災後の円相場の動きへの対応として、米国、英国、カナダ当局および欧州中央銀行は、日本とともに為替市場における協調介入に参加することに合意した。この合意に沿って、同日、為替介入が実施された。あわせて、日本銀行からも、「為替市場におけるG7各国との協調行動が、為替相場の安定的な形成に寄与することを強く期待している」旨の総裁談話を公表した。

## (2) 金融緩和の強化

日本銀行は、震災後最初の営業日である3月14日(月)に、金融政策決定会合を、当初予定していた2日間の日程を1日に短縮して開催した。日程の短縮は、震災がわが国の経済・金融情勢に与える影響を点検し、金融政策運営方針を速やかに公表していくことが、国民心理の安定や金融市場の安定を確保するうえで重要と判断したためである。日本銀行は、会合における点検の結果、金融緩和の一段の強化を決定した。

具体的には、昨年10月に決定した包括緩和の枠組みのもと、CPや社債、指数連動型上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(J-REIT)といったリスク性資産を中心に、資産買入等の基金を5兆円程度増額し、40兆円程度とした。これは、企業マインドの悪化や金融市場におけるリスク回避姿勢の高まりが実体経済に悪影響を与えることを未然に防止する観点から実施したものである。

## (3) 被災地金融機関の支援

日本銀行は、4月28日(木)の金融政策決定会合において、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の実施を決定した。これは、復旧・復興に向けた資金需要が本格化する前はかなり早い段階から、日本銀行として、被災地の金融機関の初期対応を資金面から支援していくことが必要と判断したためである。

具体的には、被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を対象に、貸付期間1年、貸付利率0.1%、貸付総額1兆円の資金供給オペレーションを実施することとした。

また、同日の金融政策決定会合では、被災地金融機関の資金調達余力を確保する観点から、被災地の企業や地方公共団体の債務に関する日本銀行の担保適格要件を緩和することも決定した。

## (4) 考査運営面での配慮

日本銀行は、取引先金融機関等に対し、業務および財産の状況を把握するため、取引先との契約に基づき立入調査(考査)を実施している。

2011年度の考査の実施に当たっては、今回の震災等に伴う金融機関業務への影響に最大限配慮した考査運営に努めることとした。たとえば、4月に考査を予定していた金融機関のうち、震災や計画停電による業務への影響が見込まれる先について、考査の実施を中止した。また、今般の震災による被害の大きさを踏まえ、影響を受けた債務者の信用状況等については、金融機関による実態把握の困難さや再建に要する期間の長さなどを十分に考慮に入れた確認を行うこととしている。

### 3. 民間決済システム・金融機関の震災対応

#### (1) 被災地金融機関・決済システムの対応

##### ① 預金者への対応

地震と津波の発生によって、東北から関東の太平洋沿岸にある金融機関を中心に、多くの店舗が損壊した。ATMも多数が稼働停止となった。福島第一原子力発電所の事故にかかる避難指示を受けて、閉鎖した店舗もあった。これらの結果、東北6県および茨城県に本店のある72金融機関全営業店約2,700のうち、3月16日（水）時点で、11%に相当する約310か店が閉鎖となった。

【図表1】金融機関閉鎖店舗数の推移（金融庁調べ）

3/16日(水)	3/28日(月)	4/4日(月)	5/2日(月)	6月21日(火)
約310 (約11%)	約170 (約6%)	約150 (約6%)	97 (3.6%)	72 (2.7%)

(注) 括弧内は、東北6県および茨城県に本店のある72金融機関の全営業店数約2,700店に占める比率。

被災地の金融機関は、みずからも被災者であるという極めて困難な状況にありながらも、震災直後から被災店舗の復旧と業務の再開に懸命に取り組んできた。この結果、上記閉鎖店舗数は、6月21日（火）時点で72か店（全営業店の約3%に相当）まで減少している。

金融機関は、この間も、復旧困難な店舗について近隣に臨時窓口や仮設店舗を設ける、あるいは近隣店舗で業務を代替するなどの措置を講じながら、預金者への対応や融資先からの相談に全力を挙げてきた。たとえば、震災直後の3月12日（土）、13日（日）は、休日にもかかわらず、多くの金融機関が営業可能な店舗の窓口を開け、預金者からの相談や預金払戻しに応じた。その後も、被災地の金融機関では、預金証書やATMカードの再発行、融資や相続に関する相談など、被災に伴う事務の処理が続いている。

また、各金融機関では、前述の「金融上の特別措置」の要請も踏まえ、被災した預金者に柔軟な対応を図っている。すなわち、預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認のうえ払戻しに応じている。また、届出の印鑑がない場合にも、本人を確認のうえ、拇印での払戻しに応じている。さらに、水に浸かったり、火事の被害を受けて損傷した現金が店舗に持ち込まれた場合には、みずから鑑定し引換えを行う、あるいは日本銀行本支店に取り次ぐといった対応を講じている。

被災地における金融・決済機能は、震災の発生にもかかわらず、こうした金融機関の懸命な努力によって維持されてきた。日本銀行も、前述のとおり、金融機関との緊密な連携のもと、金融機関の業務が円滑に行われるよう支援に全力を挙げている。

## ② 金融機関間の連携・協力

今回の震災対応にあっては、各地の金融機関が連携・協力して被災者への対応強化を図る動きが目立った。

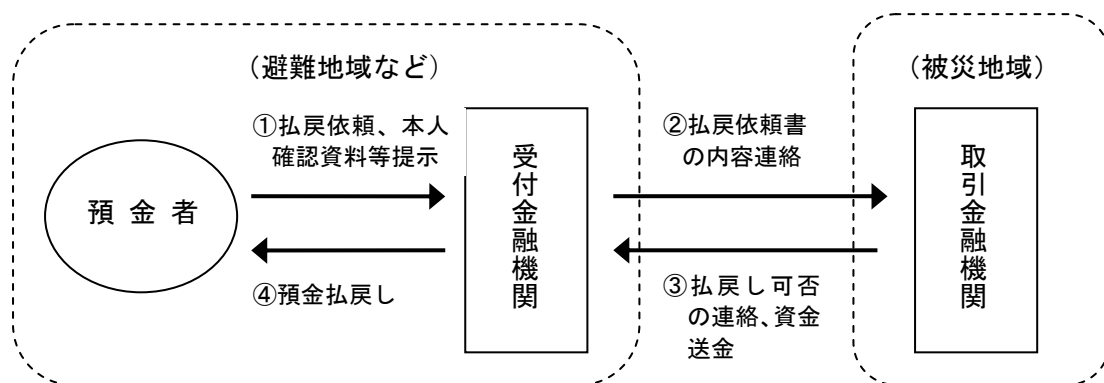
被災地金融機関の一部では、預金の引出し増加に対応するため、手許現金を追加的に手当てする必要が生じた。この場合、金融機関自身が大きな被害を受けていたため、近隣の金融機関が協力して現金を現地金融機関に配送する例がみられた。このほか、緊急時対応として、金融機関が共同して現金輸送車を運行し、現金の配送を行う例もみられた。近隣の金融機関が協力して、被災地金融機関の業務継続に必要な帳票等をリレー搬送する例もあった。

また、今回、多くの被災者が、地元を離れ遠隔地に避難した。この場合、避難地域に被災者の取引金融機関が存在しないケースも少なくない。こうしたケースに対し、各地の金融機関は協力して「取引金融機関以外での預金の払戻し」

の取扱いを行い、被災者の便宜を図った。具体的には、被災者が避難先の金融機関を訪れる場合、①当該金融機関の窓口で預金者本人の確認を行い、②預金口座のある被災地域金融機関と連絡をとったうえで、③一定限度まで当該金融機関が預金者に代理払いを行う仕組みである。

こうした金融機関間の連携・協力は、震災という緊急事態のもとで、わが国全体としての金融・決済機能維持に大きく貢献したものと評価される。

【図表 2】「取引金融機関以外での預金の払戻し」の仕組み  
(全国銀行協会資料<sup>(注5)</sup>を基に作成)



### ③ 手形交換所の動向

企業の発行する手形や小切手は、金融機関によって各地の手形交換所に持ち込まれたうえで交換され、その交換戻は集中的に決済されている（手形交換制度）。手形交換所は各地に存在し、主要なものは各地の銀行協会が運営している。東北地方6県には、手形交換所が73か所<sup>(注6)</sup>ある（2011年3月11日（金）現在）。日本銀行本支店所在地の各地銀行協会が開設する手形交換所は、銀行協会が日本銀行本支店に保有する当座預金を通じて交換戻決済を行っている。

東日本大震災は、手形交換所の業務にも大きな影響を及ぼした。地震や津波の発生により、一部の手形交換所では施設が損壊し、使用不能となった。また、手形交換所に参加する金融機関の店舗が甚大な被害を受け、手形・小切手を交

<sup>(注5)</sup> 辻松雄「東日本大震災に対する全国銀行協会の対応」『金融法務事情』第1922号 金融財政事情研究会（2011年5月）を参照。

<sup>(注6)</sup> 手形交換所には、各地銀行協会が運営するものと私設のものがあるが、以下の本文および図表中の手形交換所数は、各地銀行協会が運営するものを対象としている。

換所に持ち寄ることが困難となる例もみられた。さらに、原子力発電所の事故に伴う避難指示の動向等を見極めるため、手形交換業務を一時見合わせる事例もみられた。

このような事情から、震災直後には、多くの被災地手形交換所が休業を余儀なくされた。週明け14日(月)には、青森、岩手、宮城、福島 の4県合計で、全手形交換所の約5割に当たる29の手形交換所が休業した。その後、手形交換所と参加金融機関の復旧努力の結果、休業手形交換所の数は6月21日(火)時点で3先まで減少している(図表3)<sup>(注7)</sup>。

この間、休業手形交換所管内で取扱うべき手形・小切手の決済を回復するため、岩手、宮城、福島 の各県では、主要な手形交換所が休業手形交換所を代替する緊急措置を講じた。具体的には、休業手形交換所が業務を再開するまでの間、主要手形交換所における参加金融機関の店舗の範囲を拡大し、休業手形交換所分の手形についても手形持込みを行えるようにした(図表4)。これは、被災による一時的な手形交換の停止はやむをえないものの、極力早期に手形決済を回復させることによって、金融経済活動を安定させようとした措置である。

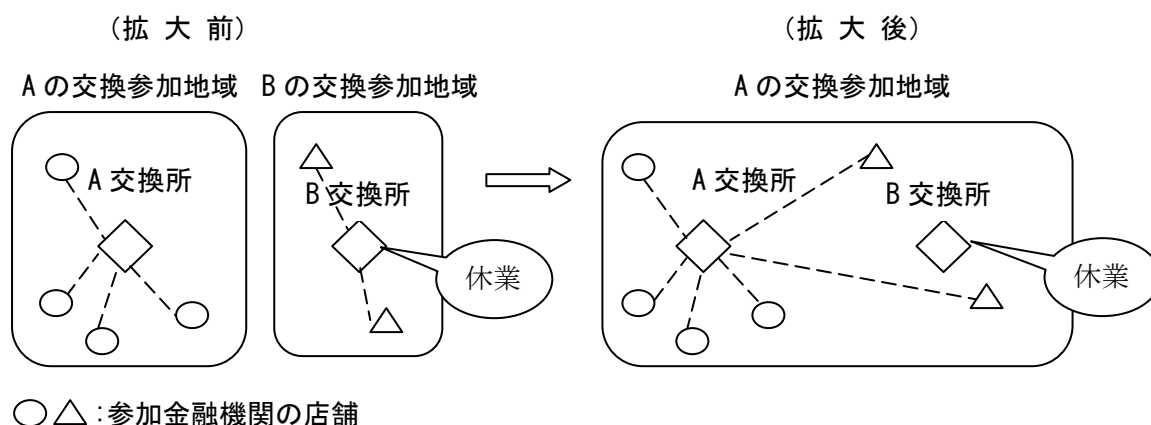
【図表3】休業手形交換所数の推移

括弧内は、各県下に所在する手形交換所の合計数

	青森県 (14)	岩手県 (12)	宮城県 (13)	福島県 (17)	合計 (56)
3月14日(月)	14	4	7	4	29
3月15日(火)	0	4	6	6	16
3月16日(水)	0	4	5	7	16
3月17日(木)	0	4	5	7	16
3月18日(金)	0	4	4	7	15
3月末	0	4	3	3	10
4月末	0	3	2	3	8
5月末	0	2	2	2	6
6月21日(火)	0	0	1	2	3

(注7) 岩手県の陸前高田交換所は、早期の再開が見込めないことから6月3日(金)に廃止され、6月6日(月)以降、近隣の大船渡手形交換所が同地域の手形交換事務を行うこととなった。

【図表 4】手形交換所の交換参加地域の拡大



## (2) 被災地を含む全国的な決済システム・金融機関の対応

### ① 決済システムの動向

商品の購入代金や公共料金の支払い、証券取引の決済などを隔地間で行う場合、金融機関間のネットワークを使って、取引相手の指定する預金口座に資金を振り込むことが多い。金融機関間にその際生じる債権・債務や市場取引などによって生じる債権・債務を、資金の受払いにより解消する仕組みが資金決済システムである。また、証券の売買取引などによって生じる債権・債務を、証券の受渡しにより解消する仕組みが証券決済システムである。現代の社会では、ほぼすべての決済システムが、参加金融機関を通信回線で結び、コンピュータシステムによってデータを処理している。このため、震災発生等の緊急事態にあっては、コンピュータシステムや通信回線が安定的な稼働を続けることが、決済システムの機能維持にとって重要である。

資金決済、証券決済など、わが国の主要決済システムのメインのシステムセンターは、ほとんどが首都圏に配置されている。3月11日(金)の震災発生直後の動向をみると、金融機関間の資金・証券決済の大もとを担う日銀ネットは、前述のとおり、安定的な稼働を続けた。また、資金決済や証券の清算・振替決済を担う各種の民間決済システムも、安定的なシステム稼働を続けた。

この間、一部の金融機関では、社内のコンピュータシステムに障害が発生し、通常的手段(CPU接続)では決済システムに対し決済データを送信できない事例が発生した。しかし、こうした先では、あらかじめ用意された代替手段(端末利用)を用いて決済を完了させた。このほか、地震の発生を受けて職員をオフィス



から一時的に退避させる事例がみられたが、こうした先ではバックアップ・オフィスを活用するなどして通常事務を完了した。

これらの結果、震災発生当日も、日銀ネットは、通常どおりの決済時刻に決済を完了した（為替決済午後 4 時 15 分、資金決済にかかる入力締切午後 7 時）。また、主要な民間決済システムの多くも、ほぼ通常どおりの時刻に決済を完了した。こうしたなか、株式等の証券振替決済を担う証券保管振替機構は、一部金融機関の事務処理遅延を踏まえて、投資信託の非 D V P 決済の終了時刻を 1 時間繰り下げて決済を完了した（午後 5 時→6 時）。

この間、被災地金融機関の一部では、本支店の損壊等の影響から、一時、為替業務を継続することが困難となった。これを踏まえ、全国銀行データ通信システム（全銀システム）<sup>(注8)</sup> は、11 の金融機関（信用金庫 6 先、信用組合 5 先）に対し、通信規制を実施した。これは、これらの金融機関に対し他の金融機関から振込み依頼が寄せられることを回避するための措置である。これら金融機関は、その後、為替業務の再開に向けて体制の整備や設備の復旧に取り組み、通信規制は 3 月 30 日までの間に全て解除された。

なお、被災地に所在する協同組織金融機関のなかには、本部が損壊、流失する例もあった。しかし、預金や貸出等の基本データは、系統中央機関やその関連会社の運営する共同システムによって処理・管理されており、データが紛失するといった事態は回避された。

上記のように、わが国決済システム、金融機関は、全体として安定的な稼働を続けた。また、被災地金融機関の決済システムへの一時的な参加不能に対しても、円滑に対処するだけの制度手当てとシステム対応が行われてきた。これらは、設備の耐震性強化や柔軟な制度設計、システムづくりなど、日頃からの地道な努力を反映したものといえる。

あわせて、今回の震災では、その被害の甚大さに照らし、コンピュータシス

---

<sup>(注8)</sup> 全銀システムは、全国銀行内国為替制度に基づき、振込みなど国内の為替取引に関する為替交換、資金清算のためのシステムであり、一般社団法人全国資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営している。全銀システムは、午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで電文送受信した後、午後 4 時 15 分に日銀ネット上で参加金融機関との間の資金決済（為替決済）を実行している（時点ネット決済方式）。ただし、決済量が増加する月末日や期末日は、午前 7 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間電文の送受信を行った後、午後 5 時 15 分まで為替決済を実行している。なお、1 件 1 億円以上の大口取引については、本年秋以降、時点ネット決済方式に代えて、電文送受信の都度日中随時資金決済を実行する方式（RTGS 方式）に移行する予定である。

テムのバックアップ・センターや本部機能のバックアップ・オフィスの充実の重要性が、改めて認識された。また、被災地協同組織金融機関の例にみられるように、預金や貸出、為替など金融機関の中核業務にかかるデータについては、バックアップ・データを取得し、遠隔地に保管することが重要である。

## ② 一部行のシステム障害発生と全銀システムの決済時間延長

上記のように、わが国決済システムは、震災の発生にもかかわらず、正常な稼働を続け、安定的に金融・決済機能を発揮し続けた。

こうしたなかであって、14日(月)夜、一部大手行でシステム障害が発生し、その後、日をおって決済不能件数・金額が拡大した。当該行が設置した第三者委員会の調査報告書によると、同行において、15日(火)指定日分から23日(水)の指定日分までの合計約120万件の為替電文が未送信となった。また、16日(水)指定日分から18日(金)指定日分まで合計約101万件の受信為替電文が未処理となった。当該障害は、今回の地震や津波に直接起因するものではないが、義援金が一部口座に大量に集中し、その後の対処ミスとあいまって障害を大規模にしたと報告されている。

上記システム障害の結果、全銀システムでは、当該行からの電文送信が大幅に遅延する事態が生じた。これを受けて、全銀システムは15日(火)、16日(水)と連日決済時間を1時間延長した。日銀ネットも、これと連動して、決済時間を1時間延長した。さらに、全銀システム、日銀ネットの決済時間は、18日(金)以降も約1週間にわたり、1時間延長された(図表5)<sup>(注9)</sup>。これは、一部行のシステム障害に伴う影響が拡大し、店頭における事務処理等が増加するもとで、給与振込みの集中や5・10日要因<sup>(注10)</sup>から決済量が大幅に増加する時期に当たったことに配慮したものである<sup>(注11)</sup>。

このような全銀システムと日銀ネットの決済時間延長の措置は、国民生活や経

---

(注9) 全銀システムは、震災発生翌営業日である3月14日(月)にも決済時間を1時間延長しており、日銀ネットも、これにあわせて決済時間を1時間延長した。これは、同日の計画停電開始に伴い首都圏における交通機能が低下し、参加金融機関の職員確保に支障が生じる可能性や、システム障害など予期せぬ影響が発生する可能性に配慮したものである。

(注10) わが国の商慣行上、毎月、5の倍数の日(5日、10日、15日、20日、25日、30日)に企業間取引などの決済が集中することを言う。

(注11) システム障害が発生した大手行では、3連休を含む18日(金)から22日(火)までの間、ATM等のサービスの利用制限を行い、22日(火)に復旧に向けたシステム対応を行った。その結果、上述の為替電文の未送信や未処理は24日(木)までにすべてが解消した。

済活動に不可欠な取引の決済を、できる限り多く予定日当日中に完了させることで、通常どおりの金融・決済機能を維持しようとしたものである。

【図表 5】 決済時間延長の実施状況（全銀システム、日銀ネット）

	決済時間延長	備 考
3月11日（金）	—	震災発生（午後2時46分頃）
3月14日（月）	実施	東京電力が計画停電を開始 首都圏の交通機能低下
3月15日（火）	実施	大手行で大規模なシステム障害により 為替処理の遅延発生
3月16日（水）	実施	
3月17日（木）	—	
3月18日（金）	実施	5・10日決済、給与振込等の集中日
3月22日（火）	実施	
3月23日（水）	実施	
3月24日（木）	実施	
3月25日（金）	実施	給与振込等の集中日

決 期  
 済 末  
 量 に  
 増 係  
 加 る  
 ↓

【参考】 決済時間の延長（1時間延長）

対象システム	対象業務等	通常の時限	延長後の時限
全銀システム	為替電文の送受信	午後3時30分まで	午後4時30分まで
日銀ネット	為替決済の実行	午後4時15分	午後5時15分
	国債の決済	午後4時30分まで	午後5時30分まで
	資金の決済 (5時同時処理)	午後5時まで	午後6時まで
	資金の決済 <sup>(注12)</sup> (一部希望先)	午後7時まで	同左

(注12) 日銀ネットの利用金融機関のうち希望する先には、外為取引に係る決済リスク削減の観点から、午後7時まで日銀ネットを用いた資金決済を行うことが認められている。為替決済や5時同時処理の決済終了時刻の延長を行った場合でも、午後7時の最終の資金決済は原則として通常どおりの時刻に終了することとなっている。

### ③ 市場レベルBCPの対応

短期金融市場、外国為替市場および証券市場では、災害時に市場参加者間のネットワークを維持するための取組み（市場レベルBCP<Business Continuity Planning>）が行われている。具体的には、業界団体等（全国銀行協会、東京外国為替市場委員会および日本証券業協会）が事務局となって、あらかじめ専用ウェブサイト进行、災害時に情報収集や市場慣行変更の推奨等を行える仕組を整備している<sup>(注13)</sup>。

今回の震災にあつては、地震発生当日の午後3時過ぎに、各市場BCPの事務局から、参加者に対し、市場取引・決済の可否などの業務状況を報告するよう要請がなされた。これを受け、参加者は、専用ウェブサイトを通じて業務状況を報告し、参加者間で情報を共有した。この結果、主要な取引・決済システムや市場参加者が正常に業務を継続していることが確認されたため、市場慣行変更の推奨等を行うには至らなかった。また、計画停電により首都圏の交通機関が混乱した14日（月）朝も、同ウェブサイトを通じて、主要な取引・決済システムや市場参加者が正常に業務を継続していることが確認された。

今回の震災では、主要な取引・決済システムや市場参加者が集中する首都圏においても、地震発生直後に電話回線がつながりにくくなった。こうした状況でも、市場レベルBCPにおいて、専用ウェブサイトを利用した情報共有の仕組は円滑に機能し、その有効性が改めて確認された。

### ④ 金融市場取引の急増への対応

金融・資本市場では、震災の発生や金融機関の倒産など、市場の注目する大きなイベントが発生すると、その直後に取引が急増する例が少なくない。たとえば、2008年秋の米国リーマン・ブラザーズ証券破綻時も、直後に外為市場取引（米ドル・円取引など）が急増する事例がみられた<sup>(注14)</sup>。

今回の東日本大震災では、株式市場において取引高が急増した。震災当日の11日（金）、株式現物市場では、地震発生から後場終了までの約15分間に、取

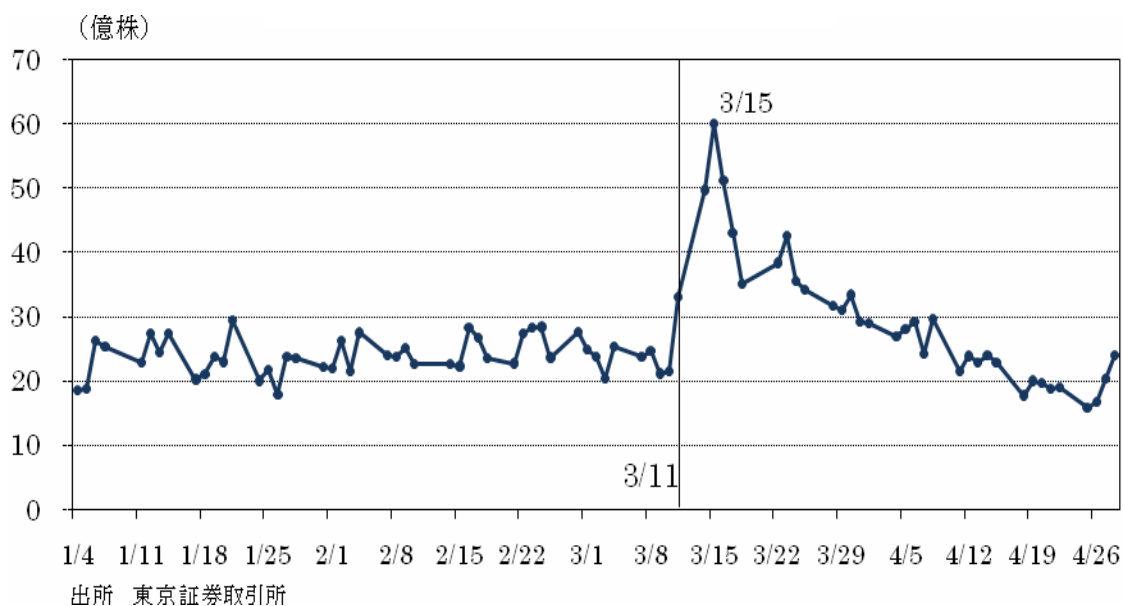
---

<sup>(注13)</sup> 小澤佳久、田尾一輝、古賀仁「金融市場横断的な業務継続体制の整備－各市場における取組みと市場間連携の強化－」日銀レビュー・シリーズ No. 2010-J-15（2010年10月15日）を参照。

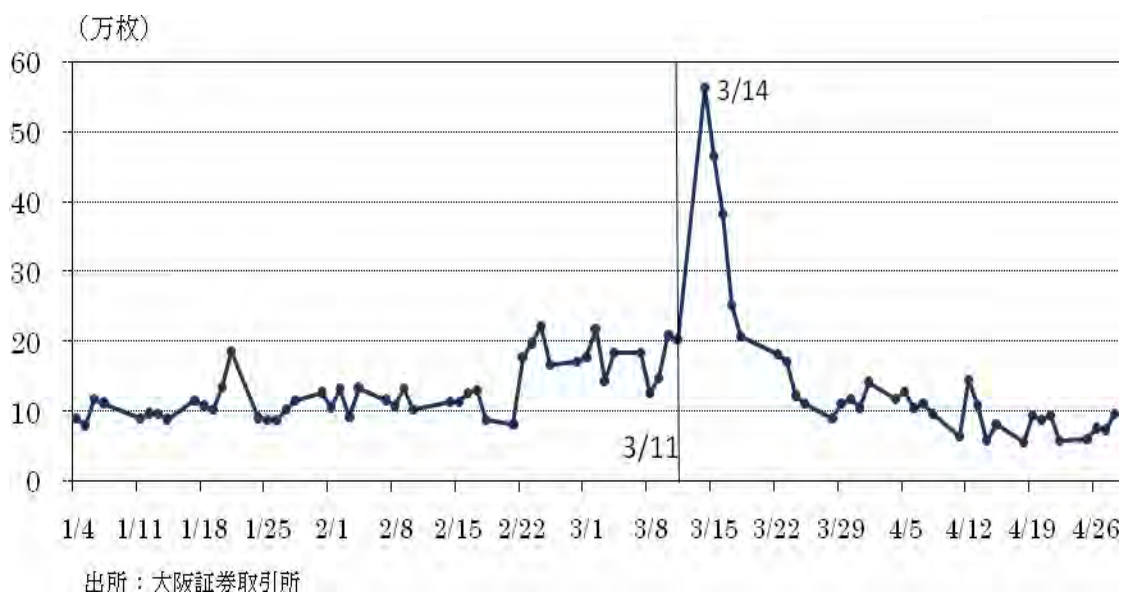
<sup>(注14)</sup> 日本銀行決済機構局「リーマン・ブラザーズ証券の破綻がわが国決済システムにもたらした教訓－証券取引、上場デリバティブ取引の決済に関して－」（2009年3月11日）を参照。

引高が急増した。また、14日(月)以降の約2週間、株式現物市場や株価指数オプション市場では高水準の取引が続いた。東京証券取引所では、15日(火)に株式現物売買高(東証1部)が過去最高の約60億株を記録した(図表6)。また、大阪証券取引所における日経225オプション(プット)も、14日(月)に過去最高となる約56万枚を記録した(図表7)。

【図表6】 東証1部上場株式売買高



【図表7】 大証日経225オプション(プット)取引高



証券取引所や決済システムは、こうした突然の取引急増に対しても、円滑に処理できるだけの能力をあらかじめ用意しておくことが望まれる。今回の震災にあっては、わが国証券取引所等が高いシステム処理能力を有していた結果、取引急増にもかかわらず、支障なく円滑な処理を続けた。

## ⑤ 被災地における停電、東京電力管下における計画停電等への対応

東北地方では、震災直後ほぼ全域にわたって停電が発生した。日本銀行の4支店を含め、東北地方に所在する金融機関は自家発電機の稼働により、震災当日11日（金）の業務を継続した。また、多くの金融機関が、預金者の便宜を図るため、12日（土）、13日（日）も自家発電機の稼働により一部の店舗を開き、預金者に対応した。その後13日（日）夜にかけて、県庁所在地など中核都市の停電は解消に向かい、14日（月）以降は多くの先が商用電力のもとで業務を行った。

なお、震災直後は、燃料の供給・流通機能が一時的に低下したため、自家発電機用の燃料の機動的な補充に懸念が生じた金融機関もみられた。そうした金融機関にあっても、近隣所在の金融機関の支援などにより最終的に燃料を確保し、業務の遂行に支障は生じなかった。

一方、東京電力管下にあっては、3月14日（月）から、管内を5つのエリアに分けて輪番で電力供給を停止する仕組み（計画停電）が実施された<sup>(注15)</sup>。金融機関は、計画停電の対象となった地域に所在するものと、東京23区内など対象外となるものに分かれた。計画停電の対象となった金融機関の本部やシステムセンター、主要支店等では、停電時間帯に自家発電機を稼働させ、業務を通常どおりに継続した。一方、自家発電機を備えていない支店やATMは、計画停電時間中に営業を停止する先がみられた。また、節電に協力するため、店舗外ATMの休止や稼働時間短縮などを行う動きがみられた。

なお、計画停電の実施当初は、首都圏で交通機関の運行が不規則になるなどの事態がみられたが、金融機関は、要員を拠点近隣に宿泊させる、あるいは早朝の出勤を促すなどして、通常どおりの業務遂行に努めた。資金決済や証券の清算・振替決済を担う各種の民間決済システムでも、同様の対応をとることにより、安定的なシステム稼働を続けた。この結果、金融機関、決済システム全

---

<sup>(注15)</sup> 東北電力管内も、被災の激しかった地域を除く地域で計画停電を行うことが公表されたが、需給のひっ迫度が相対的に低かったため、実際には計画停電は実施されなかった。

体として、安定的に金融・決済機能を維持した。

計画停電は、需給の緩和した 4 月上旬に終了した。もっとも、電力需要の増加が予想される本年夏には、東京電力、東北電力管内で再び電力不足が懸念されている。これを踏まえ、政府は、「計画停電を原則不実施」としつつ、大口需要家・小口需要家・家庭に対し節電の協力を要請している<sup>(注16)</sup>。具体的には、いずれの部門も 15%を需要抑制率の目標とすることとしており、決済システムや金融機関も、節電を達成しつつ、極力通常どおりの金融サービスを維持するよう、現在、具体的な検討を進めている<sup>(注17)</sup><sup>(注18)</sup>。

## 4. まとめ

### (1) 全体評価

金融は、電力、水道、ガス、通信、鉄道、道路などと並ぶライフラインの一つであり、国民生活や経済活動を支える重要なインフラである。仮に決済システム、金融機関が機能不全に陥り、十分な機能を提供できなくなるような場合には、預金の受払いや資金の決済に支障が生じ、国民の不安を増幅しかねない。決済システム、金融機関、あるいは金融・資本市場は、国民経済を支える金融インフラとして、緊急事態にあっても極力通常どおりの金融・決済機能が維持されるよう、日頃から業務継続体制の強化に尽力していくことが重要である。

わが国決済システム、金融機関は、これまで述べてきたように、東日本大震災にあっても安定的な稼働を続け、円滑な金融サービスの提供継続を実現してきた。これには、とくに被災地に所在する金融機関が、みずからの被災にもかかわらず、店舗の復旧と業務の再開に尽力し、預金者や企業のニーズに懸命に伝えてきたことが大きい。また、わが国決済システムと金融機関が日頃から業務継続体制の整備に地道に取り組んできたことも寄与している。日本銀行として、これら決済システムや金融機関の努力に敬意を表するとともに、今後とも、円滑な金融・決済機能の確保に向けて着実な取組みが続けられることを期待し

---

<sup>(注16)</sup> 大口需要家に対して、電気事業法第 27 条に基づき、本年夏に電力使用制限が実施されることになった（使用最大電力を昨年同期比 15%削減すること）。

<sup>(注17)</sup> 日本銀行の夏期節電計画については、「平成 23 年度夏期節電計画について」（2011 年 6 月 15 日）を参照。

<sup>(注18)</sup> 東京電力管内および東北電力管内以外の地域でも、本年夏に向けて、電力各社から節電の要請が行われている。

ている。

## (2) 今後の課題

最後に、今回の教訓を踏まえて、わが国決済システム、金融機関における業務継続体制上の今後の課題を3点指摘しておきたい。なお、震災に対する対応は現在も継続中であり、以下はいずれも現時点における暫定的な評価に基づく整理である。

第1に、業務継続体制構築の前提となるストレスシナリオが、今回の震災の経験を踏まえたうえで、潜在的なストレス事象に見合う十分なシナリオとなっているかを改めて点検する必要がある。業務継続体制の検討にあっては、通常、①本支店やコンピュータセンターなどの施設・設備面、②電力や水道、ガスなどの資源面、③役職員などの人的資源面に制約を仮定したうえで（ストレスシナリオ）、体制強化を具体的に検討していくことになる。たとえば、今回の震災での地震、津波による被害はきわめて広範かつ甚大なものであった。また、電力供給の制約が長期間にわたる事態も生じた。交通機関の運行が長時間停止する事態もみられた。市場取引が一時的に急増する場面もみられた。これらの被害や制約が広域で複合的に生じた点でも、とくに厳しい事態であった。こうした事態を受けて、国や地方自治体などでも、地震や津波などの被害想定を見直す動きが進められている。決済システムや金融機関は、業務継続体制の整備に当たり、これらの経験を参考に、ストレス事象に見合う十分なストレスシナリオを想定していくことが重要である。

第2に、そのうえで、ストレスシナリオに見合った体制の強化を図っていくことが重要である。たとえば、震災の被害の甚大さに照らし、コンピュータシステムのバックアップ・センターや本部機能のバックアップ・オフィスの充実の重要性が、改めて認識された。さらに、①電力供給の長期制約に対しては自家発電設備等の強化が、②交通機関の長時間運行停止に対しては要員確保のための体制整備が、③市場取引の急増に対してはシステム容量の十分な確保が、一層重要となっている。また、預金や貸出、為替など金融機関の中核業務にかかるデータについては、バックアップ・データを取得し、遠隔地に保管することが必要である。

第3に、金融機関全体に加えて、将来的には社会インフラ等を担う企業の協力も得ながら、ストリートワイド訓練等を実施・充実させていくことが有効と考



えられる。業務継続体制の整備にとって、訓練は不可欠な要素である。しかし、個別金融機関の業務継続体制の充実や訓練だけでは、わが国全体としての金融・決済機能維持の観点からみて、必ずしも十分でない面がある。たとえば、緊急時における職員の在宅勤務と自宅からのコンピュータ・アクセスを計画する場合、皆が一斉に同じ行動をとると、公衆通信回線の容量が十分かどうかという問題が生じうる。こうした事態を念頭に置いて、海外では、金融機関を中心に、通信業者や交通機関など広範な関係者が参加して、一定のシナリオに基づく訓練をほぼ定期的に行っている（ストリートワイド訓練）。わが国においては、昨年秋、全国銀行協会主催のもと、ほぼすべての銀行が参加して、新型インフルエンザの発生を想定した初のストリートワイド訓練が実施された。また、市場レベルBCPでも、昨年、首都直下型地震の発生を想定した3市場合同訓練が行われ、市場間の連携強化が図られた。今後も、これら訓練の一層の内容充実と参加者の拡大を検討していくことが重要と考えられる。

以上のように、わが国決済システム、金融機関は、今回の震災にあっても安定的に金融・決済機能を発揮し続け、国民生活や経済活動を下支えする役割をしっかりと果たしてきた。そのうえで、業務継続体制に関しては、——新しい事象を踏まえた不断の点検・見直しが求められるという事柄の性格もあり、——上述のとおり課題は少なくない。

日本銀行も、日本銀行券の発行主体であるとともに、日銀ネットを運営する主体として、みずからの業務継続体制の一層の整備に注力していく考えである。また、今後とも、日常のモニタリングやオーバーサイト、考査などの場を通じて、民間決済システムや金融機関に対し業務継続体制の整備を促すとともに、その主体的な取組みを積極的に支援していく方針である。

以 上

## (参考 1) 東日本大震災の状況と主な対応

<p>3月11日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災発生。             <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 東北地方太平洋沖地震が発生(14:46 頃)。わが国観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録。</li> <li>—— その後、東日本の太平洋沿岸地域で巨大な津波が発生。犠牲者多数。</li> <li>—— 被災地域では、電力・ガス・水道網や通信・交通網の寸断が広範に発生。</li> </ul> </li> <li>・ 日本銀行、総裁を本部長とする災害対策本部を設置 (15:00)。</li> <li>・ 政府、総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置。</li> <li>・ 日本銀行、「東北地方太平洋沖地震について」(第1報)を公表。             <ul style="list-style-type: none"> <li>—— ①日本銀行本支店は営業を継続していること、②日銀ネットも通常通り稼働していること、③金融市場の安定および資金決済の円滑を確保するため、流動性の供給を含め万全を期していく方針であること、等。</li> <li>—— 以後、数次にわたり、日本銀行の業務継続状況、資金・国債決済の状況等につき対外公表。</li> </ul> </li> <li>・ 日本銀行(日銀ネット)や主要な民間決済システムは、正常な稼働を継続。ほぼ通常どおりの時刻に当日の決済を完了。             <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 証券保管振替機構は、投資信託の非 DVP 決済の終了時刻を 1 時間繰り下げ (17 時→18 時)。</li> </ul> </li> <li>・ 短期金融市場、外国為替市場および証券市場では、市場レベル BCP (事務局：全国銀行協会&lt;全銀協&gt;、東京外国為替市場委員会および日本証券業協会)の専用ウェブサイトを通じた情報共有を開始。</li> <li>・ 内閣府特命担当大臣(金融)、日本銀行総裁の連名で、金融機関等に対し、「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」(「金融上の特別措置」)を発出、公表。</li> <li>・ 政府、福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力緊急事態宣言を発令。             <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 半径 3km 圏内に避難の指示、同 3~10km 圏内に屋内退避の指示。</li> <li>—— 以後、15 日までに、避難の指示を半径 20km 圏内に、屋内退避の指示を半径 20~30km 圏内に漸次拡大。</li> </ul> </li> <li>・ 首都圏でも、当日深夜まで鉄道の運行が停止。帰宅困難者が多数に。</li> </ul>
<p>3月12日(土)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本銀行、金融庁は、被災地金融機関の動向把握に注力。</li> <li>・ 被災地金融機関は、多くの店舗で休日臨時営業を実施。</li> <li>・ 日本銀行も、青森支店、仙台支店、福島支店、盛岡事務所(盛岡市保管店)および本店において、金融機関に対し現金を供給。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全銀協等金融関係諸団体は、12日以降、「金融上の特別措置」への対応につき公表。</li> <li>・ 長野県北部を震源とする最大震度6強の地震が発生（3:59頃）。</li> </ul>
3月13日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東財務局長野財務事務所長、日本銀行松本支店長の連名で、「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について（長野県）」を発出、公表。</li> <li>・ 関東財務局新潟財務事務所長、日本銀行新潟支店長の連名で、「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について（新潟県）」を発出、公表。</li> <li>・ 被災地金融機関は、多くの店舗で休日臨時営業を継続。</li> <li>・ 日本銀行も、仙台支店、福島支店、盛岡事務所（盛岡市保管店）において、金融機関に対する現金供給を継続。</li> <li>・ 東京電力、計画停電の実施方針を公表。</li> </ul>
3月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力、計画停電を開始。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 東京電力管内の広域にわたり、鉄道の運行が不規則な状態に。</li> <li>—— 計画停電域内に所在する一部金融機関は、自家発電の起動により自行システムの稼働を継続。</li> </ul> </li> <li>・ 全銀協等金融関係諸団体は、計画停電への対応について公表。</li> <li>・ 日本銀行、民間決済システムは、ともに通常通り業務を開始。</li> <li>・ 日本銀行、金融市場に対しきわめて潤沢な資金供給を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— その後も、市場の需要を十分に満たす潤沢な資金供給を継続。</li> </ul> </li> <li>・ 日本銀行、金融政策決定会合を開催し、金融緩和の一段の強化を決定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— リスク性資産を中心に資産買入れ等の基金を5兆円程度増額し、40兆円程度に拡大。</li> </ul> </li> <li>・ 短期金融市場、外国為替市場および証券市場では、市場レベルBCPの専用ウェブサイトを通じた情報共有を継続。</li> <li>・ 被災地金融機関では、多数の営業店舗が閉鎖。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 東北6県および茨城県に本店のある金融機関約2,700店舗中、16日時点で約310店舗が閉鎖。</li> </ul> </li> <li>・ 東北地方に所在する手形交換所の多数が、交換業務を一時休止。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— ピーク時（14日）には29の手形交換所が休業。</li> </ul> </li> <li>・ 全銀システムでは、被災地金融機関の一部に関する通信規制を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— ピーク時（15日）には11金融機関に通信規制。</li> </ul> </li> <li>・ 日本銀行仙台・福島支店管内に所在する複数の日本銀行一般代理店（国庫・国債事務を委嘱する民間金融機関店舗）は、被災により、事務を一時停止。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 日本銀行本支店で一部事務を代替。</li> </ul> </li> <li>・ 証券取引所では、株式取引が急増。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 大証日経225オプション取引（プット）は14日に、東証一部</li> </ul> </li> </ul>

	<p>上場株式取引は15日に、それぞれ過去最高の取引高を記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日銀ネット、全銀システムは、交通機能の低下に配慮し、決済時間（夕刻の締め時刻）を1時間延長。</li> <li>一部大手行でシステム障害発生。 <ul style="list-style-type: none"> <li>15日に為替電文の未送信・未処理が発生。その後、未送信・未処理件数が拡大。</li> </ul> </li> </ul>
3月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北電力、計画停電の実施方針を発表。 <ul style="list-style-type: none"> <li>実際には、需給のひっ迫度が低めにとどまったため停電は実施されず。</li> </ul> </li> <li>日銀ネット、全銀システムは、一部大手行の障害発生を踏まえ、決済時間を1時間延長。 <ul style="list-style-type: none"> <li>その後も、大手行の障害継続を踏まえ、数日にわたり決済時間の延長を実施。</li> </ul> </li> <li>静岡県東部を震源とする最大震度6強の地震が発生（22：31頃）。</li> </ul>
3月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業大臣、談話・声明（「東京電力管内で需要量が供給量を大幅に上回り、予測不能な大規模停電が発生する恐れ」があるため、産業界および国民に対し、「これまで以上の精一杯の節電協力」を要請）。</li> </ul>
3月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>G7財務大臣・中央銀行総裁が声明（「日本とともに為替市場における協調介入に参加する」等）を発表。</li> <li>日本銀行、総裁談話（「G7各国との協調行動が、為替相場の安定的な形成に寄与することを強く期待している」等）を公表。</li> <li>日本銀行の東北地方所在支店、被災後の現金供給額は累計3,100億円（前年同期の約3倍）に。</li> </ul>
3月20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」を発出。</li> </ul>
3月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関（一部地銀）、「取引金融機関以外での預金の払戻し」を開始。 <ul style="list-style-type: none"> <li>その後、業態を超えて本措置が拡大。</li> </ul> </li> <li>金融庁、「災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」を発出。</li> </ul>
3月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部大手行で、システム障害による為替電文の未送信・未処理が解消。</li> </ul>
3月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行本支店に対する損傷現金の持込み（引換え希望）が徐々に増加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行では、被災地所在の各支店に応援要員を派遣して、損傷現金の持込みに対応。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北地域の手形交換所、休業手形交換所の手形交換を代替。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 近隣の手形交換所における「交換地域の拡大措置」により、休業交換所の交換事務を代替。</li> </ul> </li> </ul>
3月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全銀システム、30日までに被災地金融機関に関する通信規制を全先解除。</li> </ul>
3月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正中小企業金融円滑化法が成立、施行。</li> <li>金融庁、災害等を踏まえた検査・監督・規制上の対応について公表。</li> </ul>
4月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行、金融政策決定会合を開催。議長より執行部に対し、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび担保適格要件の緩和について検討を指示。</li> <li>宮城県沖を震源とする最大震度6強の余震が発生(23:32頃)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 東北地方で大規模停電が発生。</li> </ul> </li> </ul>
4月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行、2011年度の考査実施方針を公表。</li> <li>東京電力、「計画停電を原則不実施とすること」を公表。</li> </ul>
4月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方所在の地域銀行の一部は、11日以降、公的資金の導入にかかる検討開始を相次いで公表。</li> </ul>
4月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方所在の地域銀行の多くが、18日以降、業績修正を相次いで公表。</li> </ul>
4月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行、岩手県盛岡市に臨時窓口を設置し、損傷現金の引換え事務を開始。</li> </ul>
4月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府、福島第一原発にかかる警戒区域(半径20km圏内)を設定。</li> </ul>
4月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府、福島第一原発にかかる半径20km以上30km圏内の「屋内退避」指示を解除し、新たに「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」を設定。</li> </ul>
4月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行、金融政策決定会合を開催し、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」、「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」等を制定。</li> <li>全銀協、被災者預金口座照会制度を創設。</li> </ul>

5月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁、金融機能強化法の改正に関する金融担当大臣談話を公表。</li> <li>・ 政府、「夏期の電力需給対策について」を公表。 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 東京電力、東北電力管内において、使用最大電力を前年比15%削減すること。</li> </ul> </li> </ul>
5月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本銀行、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション(第1回)を実施。</li> </ul>
5月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地金融機関の閉鎖店舗数は、5月末時点で73か店に。</li> <li>・ 東北地域における閉鎖手形交換所数は、5月末時点で6先に。</li> <li>・ 日本銀行の東北地方所在支店および盛岡市内の臨時窓口における、震災関係損傷現金の引換え実績は、5月末時点で累計18.8億円に。</li> </ul>
6月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地金融機関の閉鎖店舗数は、6月21日時点で72か店に。</li> <li>・ 東北地域における閉鎖手形交換所数は、6月21日時点で3先に。</li> <li>・ 日本銀行の東北地方所在支店および盛岡市内の臨時窓口における、震災関係損傷現金の引換え実績は、6月21日時点で累計24.2億円に(銀行券32.1万枚 23.7億円、貨幣93.8万枚 0.5億円)。</li> </ul>

## (参考2) 本稿に関連した日本銀行公表資料の一覧

—— いずれも日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載。

### 1. 東日本大震災関連情報

#### 【災害関連情報】

「東北地方太平洋沖地震について (第1報～第7報)」(2011年3月11～14日)

#### 【金融上の特別措置】

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」(2011年3月11日)

「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について(長野県)」(2011年3月13日)

「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について(新潟県)」(2011年3月13日)

#### 【損傷したお金の引換え】

「損傷したお金の引換えについて」(2011年3月24日)

「岩手県盛岡市における損傷通貨の引換えの実施について」(2011年4月15日)

#### 【国庫・国債の取扱い】

「国庫・国債事務の代理店の窓口事務について」(2011年3月25日)

#### 【金融政策】

「金融緩和の強化について」(2011年3月14日)

「当面の金融政策運営について(現状維持、議長から執行部への指示)」(2011年4月7日)

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの概要」(2011年4月28日)

「被災地企業等債務にかかる担保適格要件緩和の概要」(2011年4月28日)

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の制定等について」(2011年4月28日)

#### 【その他措置・政策関連情報】

「総裁談話」(2011年3月18日)・・・ 為替市場の協調介入関連

### 2. 日本銀行、金融機関、金融市場の業務継続体制

#### 【日本銀行】

「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」(2003年7月25日)

#### 【金融機関】

「金融機関の拠点被災を想定した業務継続計画のあり方」(2002年3月12日)

「緊急時における業務継続・復旧体制に関するアンケート調査結果について」(2003年2

月 6 日)

「金融機関における業務継続体制の整備について」(2003 年 7 月 25 日)

「金融高度化セミナー「金融機関における業務継続体制の高度化に向けて」(2006 年 9 月 20 日)

「業務継続体制の整備状況に関するアンケート調査結果」(2007 年 3 月 29 日<2006 年 12 月調査>、2009 年 2 月 5 日<2008 年 11 月調査>、2011 年 2 月 22 日<2010 年 11 月調査>)

「金融機関における新型インフルエンザ対策の整備について－内外金融機関の取組事例の紹介」(2008 年 3 月 17 日)

「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例－先進事例を中心に」(2008 年 5 月 9 日)

「業務継続体制整備の具体的な手法－「業務継続体制整備に関する情報交換会」における議論の内容と工夫事例－」(2008 年 6 月 24 日)

「金融高度化セミナー「新たな業務継続計画 新型インフルエンザ対策」(2009 年 4 月 28 日)

「バックアップ・コンピュータセンターの実効性確保にかかる課題と対応策」(2010 年 3 月 11 日)

「海外における「ストリートワイド訓練」の概要－業務継続計画の実効性確認手段としての業界横断的訓練－」(2010 年 3 月 23 日)

「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例(増補改訂版)」(2010 年 3 月 24 日)

#### 【金融市場】

「米国同時多発テロ直後の金融市場の動きと中央銀行の対応」(2002 年 3 月 28 日)

「金融市場における業務継続体制－「市場レベルの BCP」の整備へ向けた内外の取り組み状況－」(2003 年 9 月 25 日)

「金融市場横断的な業務継続体制の整備－各市場における取組みと市場間連携の強化－」(2010 年 10 月 15 日)

### 3. 決済システム

「リーマン・ブラザーズ証券の破綻がわが国決済システムにもたらした教訓－証券取引、上場デリバティブ取引の決済に関して－」(2009 年 3 月 11 日)